

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等
……(環境局総務部環境政策課)……一
- 生活保護法による指定医療機関の辞退
……(福祉保健局生活福祉部保護課)……八
- 生活保護法による指定医療機関等の変更、廃止及び休止
……(同)……八
- 生活保護法による医療機関等の指定
……(同)……三
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(二件)
……(主税局課税部課税指導課)……七
- 特定開発行為に関する対策工事等の完了
……(都市整備局市街地整備部区画整理課)……八
- 開発行為に関する工事完了(二件)
……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……八
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出
……(産業労働局商工部地域産業振興課)……八

告示

●東京都告示第九百六十五号
東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九

十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、東金町一丁目西地区市街地再開発事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年七月十六日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東金町一丁目西地区市街地再開発準備組合
理事長 宮下 敦之

二 対象事業の名称及び種類

葛飾区東金町一丁目十七番二号
東金町一丁目西地区市街地再開発事業
高層建築物の新築

三 対象事業の内容の概略

四 対象事業は、葛飾区東金町一丁目に位置する約二・五ヘクタールの事業区域において、集合住宅、商業施設、公益施設、自動車教習所、公共駐輪場、駐車場等を新築し、複合的な市街地を形成するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和二年七月十六日から同月三十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二

十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 葛飾区環境部環境課

葛飾区立石五丁目十三番一号

イ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ウ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論
 地域の概況及び対象事業における行為、要因を考慮し選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が及ぼす環境への影響について予測及び評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(12)に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>(7)建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度</p> <p>a. 一期工事の施行中 二酸化窒素の年平均値は0.04125ppmであり、建設機械の稼働に伴う寄与率は17.8%である。 浮遊粒子状物質の年平均値は0.05120mg/m³であり、環境基準を満足し、建設機械の稼働に伴う寄与率は4.0%である。</p> <p>工事の実施に当たっては、排出ガス対策型（第一基準）の建設機械を使用するとともに、事前に施工計画の詳細検討を行い、これを施工計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減・平準化及び集中稼働を避けるなど効果的な稼働を図り、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>また、二酸化窒素の年平均値が0.04ppmを超えないことから、排出ガス対策型建設機械（第二基準、第三基準）を可能な限り採用し、建設機械の稼働台数の低減及び建設機械の分散配置により集中稼働を避けるなど、二酸化窒素の年平均値の年間98%値が0.04ppmを超えないよう努める。</p> <p>以上のことから、一期工事の施行中の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>b. 二期工事の施行中 二酸化窒素の年平均値は0.04518ppmであり、建設機械の稼働に伴う寄与率は28.6%である。 浮遊粒子状物質の年平均値は0.05425mg/m³であり、環境基準を満足し、建設機械の稼働に伴う寄与率は8.2%である。</p> <p>工事の実施に当たっては、排出ガス対策型（第一基準）の建設機械を使用するとともに、事前に施工計画の詳細検討を行い、これを施工計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減・平準化及び集中稼働を避けるなど効果的な稼働を図り、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>また、二酸化窒素の年平均値が0.04ppmを超えないことから、排出ガス対策型建設機械（第二基準、第三基準）を可能な限り採用し、建設機械の稼働台数の低減及び建設機械の分散配置により集中稼働を避けるなど、二酸化窒素の年平均値の年間98%値が0.04ppmを超えないよう努める。</p> <p>以上のことから、二期工事の施行中の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>c. 三期工事の施行中 二酸化窒素の年平均値は0.04730ppmであり、建設機械の稼働に伴う寄与率は33.3%である。 浮遊粒子状物質の年平均値は0.048624mg/m³であり、環境基準を満足し、建設機械の稼働に伴う寄与率は0.01%である。</p> <p>工事の実施に当たっては、排出ガス対策型（第一基準）の建設機械を使用するとともに、事前に施工計画の詳細検討を行い、これを施工計画に反映させ、建設機械の稼働台数の低減・平準化及び集中稼働を避けるなど効果的な稼働を図り、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>また、二酸化窒素の年平均値が0.04ppmを超えないことから、排出ガス対策型建設機械（第二基準、第三基準）を可能な限り採用し、建設機械の稼働台数の低減及び建設機械の分散配置により集中稼働を避けるなど、二酸化窒素の年平均値の年間98%値が0.04ppmを超えないよう努める。</p> <p>以上のことから、三期工事の施行中の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>(1)工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度</p> <p>a. 一期工事の施行中 二酸化窒素濃度の年平均値は0.03660～0.03746ppmであり、環境基準を満足し、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.5～3.7%である。 浮遊粒子状物質濃度の年平均値は0.047089～0.047135mg/m³であり、環境基準を満足し、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.01～0.03%である。</p> <p>工事の実施に当たっては、特定の地域に交通が集中しないよう走行経路を分散し、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用するとともに、待機時のアイドリングストップの遵守を徹底し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、一期工事の施行中の工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>b. 二期工事の施行中 二酸化窒素濃度の年平均値は0.03652～0.03702ppmであり、環境基準を満足し、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.7～3.2%である。 浮遊粒子状物質濃度の年平均値は0.047081～0.047103mg/m³であり、環境基準を満足し、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.01～0.02%である。</p> <p>工事の実施に当たっては、特定の地域に交通が集中しないよう走行経路を分散し、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用するとともに、待機時のアイドリングストップの遵守を徹底し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、二期工事の施行中の工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>c. 三期工事の施行中 二酸化窒素濃度の年平均値は0.03609～0.03637ppmで、環境基準を満足し、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.4～0.7%である。 浮遊粒子状物質濃度の年平均値は0.047074～0.047104mg/m³で、環境基準を満足し、工事用車両の走行に伴う寄与率は0.01%である。</p> <p>工事の実施に当たっては、特定の地域に交通が集中しないよう走行経路を分散し、可能な限り最新排出ガス規制適合車を使用するとともに、待機時のアイドリングストップの遵守を徹底し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。</p> <p>以上のことから、三期工事の施行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>(7) 自動車教習所の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.03667ppmであり、環境基準を満足し、自動車教習所の供用に伴う寄与率は0.2%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.048627mg/m³であり、環境基準を満足し、自動車教習所の供用に伴う寄与率は0.02%である。 工事の完了後においては、最新の排出ガス又適合車を教習車として使用するなど、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、自動車教習所の供用に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>(4) 駐車場利用車両等の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.03669ppmであり、環境基準を満足し、駐車場利用車両等の走行に伴う寄与率は1.2%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.048637mg/m³であり、環境基準を満足し、駐車場利用車両等の走行に伴う寄与率は0.03%である。 工事の完了後においては、駐車場内の速度規制及びエアードリフトストップを遵守するとともに、駐車場の適正利用を徹底し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、駐車場利用車両等の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>(9) 関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度 二酸化窒素の年平均値の年間98%値は0.03542～0.03607ppmであり、環境基準を満足し、寄与率は0.1～1.1%である。 浮遊粒子状物質の年平均値の年間2%除外値は0.047038～0.047097mg/m³であり、環境基準を満足し、寄与率は0.00～0.03%である。 工事の完了後においては、納品物を集約して搬入する集中納品や積載率の向上に努め、搬出入車両台数の削減を図るとともに、搬出入等物流車両の走行に当たっては、規制速度遵守の徹底や、周辺道路の混雑状況に配慮した運行計画を策定し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。 以上のことから、関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>(7) 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル・振動レベル a. 建設作業騒音 (a) 一期工事の施行中 一期工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルの90%レンジの上端値(L₉₀)は、計画地北側で最大69dBであり、評価の指標(80dB)を下回る。 工事の実施に当たっては、「工事用仮囲いの設置」、「低騒音工法の選択」、「建設機械の分散配置」等の環境保全措置を実施し、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルの低減に努める。 または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>(b) 二期工事の施行中 二期工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルの90%レンジの上端値(L₉₀)は、計画地東側で最大71dBであり、評価の指標(80dB)を下回る。 工事の実施に当たっては、「工事用仮囲いの設置」、「低騒音工法の選択」、「建設機械の分散配置」等の環境保全措置を実施し、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルの低減に努める。 または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>(c) 三期工事の施行中 三期工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルの90%レンジの上端値(L₉₀)は、計画地東側で最大67dBであり、評価の指標(80dB)を下回る。 工事の実施に当たっては、「工事用仮囲いの設置」、「低騒音工法の選択」、「建設機械の分散配置」等の環境保全措置を実施し、建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルの低減に努める。 または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>b. 建設作業振動 (a) 一期工事の施行中 一期工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルの80%レンジの上端値(L₈₀)は、計画地北側で最大63dBであり、評価の指標(70dB)を下回る。 工事の実施に当たっては、「低振動工法の選択」、「稼働台数の低減及び集中稼働の回避」、「建設機械の分散配置」等の環境保全措置を実施し、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルの低減に努める。 または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p>

表1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動 工事の施行中	<p>(b) 二期工事の施行中 二期工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルは80%レンジの上端値(L₁₀)は、計画地南側で最大60dBであり、評価の指標(70dB)を下回る。 工事の実施に当たっては、「低振動工法の選択」、稼働台数の低減及び集中稼働の回避」、「建設機械の分散配置」等の環境保全措置を実施し、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルの低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>(c) 三期工事の施行中 三期工事の施行中における建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルは80%レンジの上端値(L₁₀)は、計画地東側で最大66dBであり、評価の指標(70dB)を下回る。 工事の実施に当たっては、「低振動工法の選択」、稼働台数の低減及び集中稼働の回避」、「建設機械の分散配置」等の環境保全措置を実施し、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルの低減に努める。 以上のことから、建設機械の稼働に伴う建設作業の振動は、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p> <p>(f) 工車用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル・振動レベル a. 道路交通騒音 (a) 二期工事の施行中 二期工事の施行中における工車用車両に伴う道路交通の騒音レベルは63dBであり、環境基準を下回っている。 工事の施行に当たっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、工車用車両台数の削減、工車用車両の集中回避、走行経路や走行時間帯の分散に努めるとともに、規制速度を遵守する。 以上のことから、工車用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルは環境基準を下回っており、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は少ないものと評価する。</p> <p>(b) 二期工事の施行中 二期工事の施行中の工車用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルは62～63dBであり、地点④を除き環境基準を下回っている。 工事の施行に当たっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、工車用車両台数の削減、工車用車両の集中回避、走行経路や走行時間帯の分散に努めるとともに、規制速度を遵守することから、工車用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルが環境基準を上回る地点もあるが、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は軽減されるものと評価する。</p>

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動 工事の完了後	<p>(c) 三期工事の施行中 三期工事の施行中の工車用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルは61～63dBであり、地点④を除き環境基準を下回っている。 工事の施行に当たっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、工車用車両台数の削減、工車用車両の集中回避、走行経路や走行時間帯の分散に努めるとともに、規制速度を遵守することから、工車用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルが環境基準を上回る地点もあるが、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は軽減されるものと評価する。</p> <p>b. 道路交通振動 (a) 二期工事の施行中 二期工事の施行中における工車用車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの最大値は昼間39～48dB、夜間35～44dBであり、規制基準を下回っている。 工事の施行に当たっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、工車用車両台数の削減、工車用車両の集中回避、走行経路や走行時間帯の分散に努めるとともに、規制速度を遵守することから、工車用車両の走行に伴う道路交通の振動レベルは規制基準を下回っており、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は少ないものと評価する。</p> <p>(b) 二期工事の施行中 二期工事の施行中における工車用車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの最大値は昼間39～48dB、夜間35～44dBであり、規制基準を下回っている。 工事の施行に当たっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、工車用車両台数の削減、工車用車両の集中回避、走行経路や走行時間帯の分散に努めるとともに、規制速度を遵守することから、工車用車両の走行に伴う道路交通の振動レベルは規制基準を下回っており、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は少ないものと評価する。</p> <p>(c) 三期工事の施行中 三期工事の施行中における工車用車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの最大値は昼間39～45dB、夜間35～42dBであり、規制基準を下回っている。 工事の施行に当たっては、事前に施工計画の詳細検討を行い、その結果を工事作業計画に反映させ、工車用車両台数の削減、工車用車両の集中回避、走行経路や走行時間帯の分散に努めるとともに、規制速度を遵守することから、工車用車両の走行に伴う道路交通の振動レベルは環境基準を下回っており、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は少ないものと評価する。</p> <p>(f) 自動車教習所の供用に伴う騒音レベル 自動車教習所の供用に伴う昼間(6時～22時)の騒音レベルは、敷地境界付近で最大57dBであり、環境基準(C類型)を下回る。 本事業の実施に当たっては、環境保全措置として、「教習所の周囲に高さ1mの塀壁、スロープに高さ1mの柵壁を設置」、「最新型車両の導入検討」を実施し、自動車教習所の供用に伴う騒音レベルの低減に努める。 以上のことから、自動車教習所の供用に伴う騒音レベルは、できる限り回避または低減が図られており、事業の実施による日常生活に及ぼす影響は少ないものと評価する。</p>

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2.騒音・振動	<p>1. 道路交通騒音</p> <p>工事の完了後</p> <p>事業の実施に当たっては、事前に事業計画の詳細検討を行い、その結果を搬入・搬出計画に反映させ、集中騒音や積載率の向上による台数削減、規制速度の遵守、走行ルートや走行時間帯の分散化のほか、周辺道路の混雑状況に配慮した運行計画を策定する。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルが環境基準を上回る地点もあるが、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は軽減されると評価する。</p> <p>b. 道路交通振動</p> <p>平日における関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの最大値は、昼間38～53dB、夜間35～49dBであり、規制基準を下回っている。</p> <p>休日における関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの最大値は、昼間38～50dB、夜間32～40dBであり、規制基準を下回っている。</p> <p>事業の実施に当たっては、事前に事業計画の詳細検討を行い、その結果を搬入・搬出計画に反映させ、集中騒音や積載率の向上による台数削減、規制速度の遵守、走行ルートや走行時間帯の分散化のほか、周辺道路の混雑状況に配慮した運行計画を策定する。</p> <p>以上のことから、関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベルが規制基準を下回っており、上記のような環境保全措置を徹底することから、その影響は少ないものと評価する。</p>
3.土壌汚染	<p>工事の施行中</p> <p>(7) 汚染土壌の掘削・移動に伴う土壌への影響の内容及び程度</p> <p>計画地は、過去において特定有害物質が取り扱われた可能性があることが確認されている。このことから、今後、「土壌汚染対策法」第4条及び「環境確保条例」第117条に基づき土壌汚染状況調査を行い、適切な土壌汚染対策を実施する計画であり、掘削工事により汚染土壌が計画地周辺へ拡散することはないものと考えられる。</p> <p>以上のことから、評価とした「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足するものと考えられる。</p>
4.地盤	<p>工事の施行中</p> <p>(7) 掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度</p> <p>本事業では、G.L.約-10m程度まで掘削する計画であり、山留壁の変形による地盤の変形が生じる可能性が考えられる。</p> <p>そのため、本事業では、掘削工事において、剛性及び遮水性の高いソイルセメント柱列壁(SMW)工法を採用し、地下水の漏れを抑えるとともに、計画地周辺の地下水の水位低下と地盤沈下を防止するため、G.L.約-23mの砂質土層(As2層)まで掘入れを行う。また、計画地周辺の地盤の変形を防止するため、山留支保工として水平切梁及びびグラウトポンプ工法を設け、地下水の水位及び周辺への影響を最小限に抑える。併せて地盤及び地下水の状況について十分な監視を掘削工事の着手前から継続的に実施する。</p> <p>以上のことから、掘削区域周辺での掘削工事に伴う地盤の変形の範囲及び変形の程度は小さいと考えられ、「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」とした評価の指標を満足するものと考えられる。</p>

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
4.地盤	<p>工事の完了後</p> <p>(7) 掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化による地盤沈下の範囲及び程度</p> <p>本事業では、G.L.約-10mの粘性土層(Ac1層)まで掘削する計画であり、掘削工事中、ポンプや盛ぶくれ等の掘削底面の破壊現象が生じ、地下水の水位及び流量の変化による地盤沈下が生じる可能性が考えられる。</p> <p>そのため、掘削底面の破壊現象を防止し、掘削工事を安全かつ円滑に実施するため、ダイオウケル工法(地下水水位低下工法)により第一帯水層(不圧地下水層)及び第二帯水層(被圧地下水層)の地下水を揚水して減圧する。</p> <p>なお、揚水量は、掘削底面での安全な作業が確保できる必要最小限量とし、揚水した地下水は、必要に応じてリチャージ工法(復水工法)により地盤へ還元する。</p> <p>また、本事業では、山留壁として剛性及び遮水性の高いSMWをG.L.約-23mの砂質土層(As2層)まで掘入れする計画であるため、地下水の一部遮断される可能性があり、地下水の水位及び流量の変化が生じる可能性が考えられる。</p> <p>掘削工事に伴い設置する山留壁の範囲は、帯水層の分布範囲と比較して小さく、地下水は山留壁の周囲を迂回して流れると考えられ、山留壁の設置による地下水の水位及び流量の変化は小さいものと考えられる。併せて地下水の水位の状況についての十分な監視を掘削工事の着手前から継続的に実施する。</p> <p>以上のことから、掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化による地盤沈下の範囲及び変形の程度は小さく、「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」とした評価の指標を満足するものと考えられる。</p>
5.水循環	<p>工事の施行中</p> <p>(7) 掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化による地盤沈下の範囲及び程度</p> <p>本事業では、G.L.約-10mの粘性土層(Ac1層)まで掘削する計画であり、掘削工事中、ポンプや盛ぶくれ等の掘削底面の破壊現象が生じ、地下水の水位及び流量に変化が生じる可能性が考えられる。</p> <p>そのため、掘削底面の破壊現象を防止し、掘削工事を安全かつ円滑に実施するため、ダイオウケル工法(地下水水位低下工法)により第一帯水層(不圧地下水層)及び第二帯水層(被圧地下水層)の地下水を揚水して減圧する。</p> <p>なお、揚水量は、掘削底面での安全な作業が確保できる必要最小限量とし、揚水した地下水は、必要に応じてリチャージ工法(復水工法)により地盤へ還元する。</p> <p>また、本事業では、山留壁として剛性及び遮水性の高いSMWをG.L.約-23mの砂質土層(As2層)まで掘入れする計画であるため、地下水の一部遮断される可能性があり、地下水の水位及び流量の変化が生じる可能性が考えられる。</p> <p>掘削工事に伴い設置する山留壁の範囲は、帯水層の分布範囲と比較して小さく、地下水は山留壁の周囲を迂回して流れると考えられ、山留壁の設置による地下水の水位及び流量の変化は小さいものと考えられる。併せて地下水の水位の状況についての十分な監視を掘削工事の着手前から継続的に実施する。</p> <p>以上のことから、掘削工事に伴う地下水の水位及び流量の変化による地盤沈下の範囲及び変形の程度は小さく、「地盤沈下又は地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」とした評価の指標を満足するものと考えられる。</p>

表1(9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 水循環	<p>(7) 地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度 本事業では、地下構造物の設置及び山留壁の構築により、第一帯水層（不圧地下水層）に相当する砂質土層（A51層）及び第二帯水層（被圧地下水層）に相当する砂質土層（A52層）の一部に改変を加えることになり、地下水の水位の低下及び流況の変化が生じる可能性が考えられる。地下水の水位は一部遮断されるが、計画地が位置する低地部には、これらが阻害する地下構造物、山留壁及び山留壁の周囲を迂回して流れると考えられ、地下水は地下構造物及び地下水の水位及び流況の変化は小さいものと考えられる。併せて地下水の水位の状況についての十分な監視を掘削工事の着手前から継続的に実施する。</p> <p>以上のことから、地下構造物等の存在に伴う地下水の水位及び流況の変化の程度は小さく、周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこととした評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>(4) 土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度 本事業では、土地の改変に伴い、地表面流出量が増加する可能性が考えられる。本事業では、「雨水流出抑制対策のてびき」（平成28年4月1日 敷地区）を満足するために、雨水流出抑制施設（雨水貯留槽、浸透ます・浸透トレンチ）を設置することにより、地表面流出量はA敷地で約230㎡、B敷地で約13,58㎡削減される。</p> <p>また、雨水ます等の施設を適切に配置することで雨水排水と雨水浸透の促進を図り、地下水涵養の創出を図る。</p> <p>以上のことから、土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度は小さく、「土地の改変に伴う地表面流出量に著しい影響を及ぼさないこと」とした評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
6. 日影	<p>計画建築物により日影が生じると予測される範囲には、日影規制対象地域が含まれているが、全ての対象地域で規制時間未満と予測されるため評価の指標を満足する。</p> <p>また、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設としては、計画地北側に隣接する金町駅北口児童遊園、金町どんぶり保育園、金町ひまわり保育園及び東金町亀が岡児童遊園があり、冬至日では、金町駅北口児童遊園で約20分、東金町亀が岡児童遊園で約50分、春・秋分では、金町ひまわり保育園で約1時間10分の日影時間の増加が生じているが、計画地周辺地域への日影の影響を低減するため計画建築物を敷地境界北側から十分に後退して配置し、高層棟を南東側に配置した計画としているため日影時間の増加は最小限に収まっているものと考ええる。</p> <p>なお、地区内には日影が生じる地域への代替となり地域住民の視点で誰もが使い易い空間となるよう配慮した広場空間を整備する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」に定める「日影規制」を満足するものと考ええる。</p>

表1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 電波障害	<p>(7) 計画建築物の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害 計画建築物による地上デジタル放送（広域高）の遮へい障害は、敷地境界から北東方向に最大幅約80m、最大距離約30mの範囲に及ぶと予測され、要確認圏は北東方向に最大幅約140m、最大距離約740mの範囲に及ぶと予測される。また、地上デジタル放送（東域高）の遮へい障害は、敷地境界から北東方向に最大幅約90m、最大距離約50mの範囲に及ぶと予測され、要確認圏は北東方向に最大幅約150m、最大距離約700mの範囲に及ぶと予測される。</p> <p>また、反射障害による影響を予測した結果、発生しないと予測される。</p> <p>計画建築物によるBSデジタル放送及び東経110度CSデジタル放送の遮へい障害は、北東方向に敷地境界から、最大幅約130m、最大距離約180mの範囲に生じると予測される。東経124度CSデジタル放送の遮へい障害は、北北東方向に敷地境界から、最大幅約130m、最大距離約130mの範囲に及ぶと予測され、東経128度CSデジタル放送の遮へい障害は、北北東方向に敷地境界から、最大幅約130m、最大距離約110mの範囲に及ぶと予測される。</p> <p>本事業の実施にあたっては、タワーレインのフェーズの向きを調整するなどテレビ電波の受信障害が発生しないように配慮し、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合、ケーブリングの活用等の適切な電波障害対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消されるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、テレビ電波障害の設置によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害は、できる限を起すこと」を満足するものと考えられる。</p>
8. 風環境	<p>(7) 平均風向、平均風速及び最大風速等の気象の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度 計画地及びその周辺において、計画建築物の建設前は、概ね領域A（住宅地相当）の風環境であり、一部に領域B（低中層市街地相当）がみられる。計画建築物の建設後（対策前）は、概ね領域B（低中層市街地相当）までにおさまっているが、計画地東側において領域C（中高層市街地相当）がみられる。</p> <p>計画建築物の建設後（対策後）は、計画地周辺に領域C（中高層市街地相当）や領域D（強風地域相当）の出現はなく、すべての地点において領域B（低中層市街地相当）までにおさまる。</p> <p>以上のことから、計画建築物の存在に対し、適切な防風対策を行うことで、計画地及びその周辺において風環境に著しい影響を及ぼすことはないものと考えられる。</p>
9. 景観	<p>(7) 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 本事業の主要な用途は、商業・公益・自動車教習所等の複合施設及び住宅であり、地域の土地利用の用途を大きく変えさせることはないが、本事業は、既存の商業施設及びその駐車場、商業施設屋上の自動車教習所、並びに駐輪場を有し、高度な機能が集積した新たな複合市街地を形成することから、計画地周辺の主要な景観要素は一部改変することとなる。</p> <p>一方で、本事業で実施する既存道路の再整備による歩道幅並びに壁面後退られ、地域のシンボルとなる魅力的な都市景観が新たに形成されるものと予測される。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「土地の高度利用を図りながら、新たなシンボルやランドマークとなるよう景観に配慮した街並みの形成を図る。」を満足するものと考えられる。</p>

表1(11) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
9. 景観	<p>工事後の完了後</p> <p>(1) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 近景域では、金町・新宿地域の新たなシンプホルとして周辺の既存建築物及び周辺計画建築物とともに新たな都市的な街並みが形成されると考える。中景域、遠景域では、金町・新宿地域のランドマークである「ライオナース金町」及び「シブヤイクワール金町」などに新たなランドマークとして加わることとなり、周辺の既存建築物及び新たに出現する周辺計画建築物とともに新たな都市的な街並みが形成されると考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「土地の高度利用を図りながら、新たなシンプホルやランドマークとなるよう景観に配慮した街並みの形成を図る。」を満足すると考える。</p> <p>(9) 圧迫感の変化の程度 圧迫感の指標である形態率は、現況と比較して2.9～5.6ポイント増加する。計画建築物の配置にあたっては、既存道路の幅幅による歩道幅狭及び壁面後退による歩道状空地を新設する。また、敷地内の空地部分や外周部は緑の連続性に配慮して高木等の植栽を配置するとともに低層建築物北西面及び西面に壁面緑化を取り入れることから、歩行者からの視界には植栽の緑で視野が和らげられ、計画建築物による圧迫感は軽減されるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。</p>
10. 自然との触れ合い活動の場	<p>工事後の施行中</p> <p>(7) 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度 本事業では、工事後の施行中において、自然との触れ合い活動の場までの利用経路上に工事用車両出入口を設ける計画であることから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に影響を与える状況が生じるものと考えられるが、工事用車両出入口の管理にあたっては交通誘導員を適切に配置して経路利用者の安全に十分配慮することともに安全な歩行空間を確保することにより、自然との触れ合い活動の場までの利用経路への影響は軽減されるものと考えられる。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に対し、著しい影響を及ぼさないこと」を満足すると評価する。</p>
11. 廃棄物	<p>工事後の施行中</p> <p>(7) 建設工事に伴う建設発生土及び建設廃棄物の排出量、再資源化量、再利用率及び処理・処分方法 撤去建築物等の解体に伴う廃棄物の排出量は、約24,100tと予測し、目標とする再資源化量は約23,700tと予測する。これらの廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不用品材の減量を図る等、できる限り再資源化に努める。再資源化が困難な場合には、運搬・処分を待たずにコンクリートにより管理する。等に示された事業者の責務を果たし、指標とした「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を達成するものと考えられる。</p> <p>h 建設発生土の排出量は、約227,500m³と予測し、目標とする再利用率は約200,200m³と予測する。 建設発生土は、現場内利用等のできる限り有効利用に努める。有効利用が困難な場合には、受け入れ機関の受け入れ基準への適合を確認した上で場外搬出することにより適正に処分する。 以上のことから、関係法令等に示された事業者の責務を果たすことで、指標とした「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を達成するものと考えられる。</p>

表1(12) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
11. 廃棄物	<p>工事後の完了後</p> <p>(7) 建設工事に伴う廃棄物(建設汚泥以外) 建設工事に伴う廃棄物の排出量は、約5,000tと予測し、目標とする再資源化量は約4,800tと予測する。 これらの廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不用品材の減量を図る等、できる限り再資源化に努める。再資源化が困難な場合には、運搬・処分を待たせる業者が委託して適正に処理・処分を行い、適正に処理を行っている事実をモニタリングシステムにより管理する。 以上のことから、関係法令等に示された事業者の責務を果たし、指標とした「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を達成するものと考えられる。</p> <p>d 建設工事に伴う廃棄物(建設汚泥) 建設汚泥の排出量は、約48,000m³と予測し、目標とする再資源化量は約46,100m³と予測する。 発生した建設汚泥については、運搬・処分を待たせる業者に委託して適正に処理・処分を行う。 以上のことから、関係法令等に示された事業者の責務を果たし、指標とした「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を達成するものと考えられる。</p>
12. 温室効果ガス	<p>工事後の完了後</p> <p>(7) 施設の供用に伴う環境への温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度及びそれらの削減の程度 本事業における計画建築物からの二酸化炭素排出量は、約5,660t-CO₂/年であり、基準建築物と比較した二酸化炭素排出量の削減率は約1,510t-CO₂/年で、削減の供用に伴う二酸化炭素削減率は約21%と予測される。 本事業では、空冷ヒートポンプチャラー等の高効率機器の採用や、空調換気・照明設備システムを高効率化することで省エネルギーを図る計画である。また、「環境確保条例」に基づき建築物環境計画書を作成し、エネルギー使用の合理化、自然環境の保全及びヒートアイランドの緩和に努める。 以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境確保条例」に示される「事業者の責務」、「東京都建築物環境配慮指針」に示される「建築主の責務」を果たすものと考えられる。</p>

●東京都告示第九百六十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十一条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定した医療扶助のための医療を担当する機関の指定の辞退があつたので、法第五十五条の三第三号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十六条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年七月十六日

東京都知事 小池百合子

辞退

令和2年4月分

医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	辞退年月日
1	医療法人社団愛慈会 松本レディースクリニック	東京都豊島区東池袋2-60-3 グレイスロータリービル1階	令和2年1月1日
2	宮下歯科室	東京都品川区戸越6-9-7	令和2年4月1日
3	カメリア歯科井荻	東京都杉並区下井草4-34-12 高澤ビル1階A号室	令和2年4月30日

●東京都告示第九百六十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十条の二(法第五十五条第二項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定した医療扶助のための医療を担当する機関及び施術を担当する者から、次のとおり変更、廃止及び休止の届出があつたので、法第五十五条の三第二号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条の二(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年七月十六日

東京都知事 小池百合子

変更
令和2年4月分

1 名称変更(医療機関)

番号	旧名称及び所在地	新名称	変更年月日
1	医療法人社団育陽会 東京聖徳病院 東京都練馬区北町3-7-19	医療法人社団育陽会 練馬さくら病院	令和2年3月1日
2	ガイアリハビリ訪問看護ステーション 荻窪 東京都杉並区荻窪4-31-11 中田ビル201	ガイア訪問看護ステーション 荻窪	令和2年4月1日
3	ガイアリハビリ訪問看護ステーション 池袋 東京都豊島区西池袋3-33-6 SHKビル2階	ガイア訪問看護ステーション 池袋	令和2年4月1日
4	ガイア訪問看護リハビリステーション 板橋 東京都板橋区板橋2-20-5 ヒルトップマンション503号室	ガイア訪問看護ステーション 板橋	令和2年4月1日
5	ガイアリハビリ訪問看護ステーション 練馬 東京都練馬区豊玉北5-14-4 宮本ビル203	ガイア訪問看護ステーション 練馬	令和2年4月1日
6	田原町薬局 東京都台東区雷門1-7-3	オアソ薬局 田原町店	令和2年3月16日
7	BMAりゅう薬局 東京都江東区有明1-4-11 プリリアマール有明1階クリニックスペース	有明ファミリー薬局	令和2年1月14日
8	大澤第一薬局 7丁目店 東京都豊島区駒込7-17-5	ファイン薬局 駒込7丁目	令和2年3月1日

2 所在地変更(医療機関)

番号	名称及び旧所在地	新所在地	変更年月日
1	四谷歯科 東京都新宿区四谷3-5 不動産会館2階	東京都新宿区四谷3-5 文化エステート四谷2階	令和2年3月13日
2	ガイア訪問看護リハビリステーション 江東 東京都江東区南砂4-8-19 エグレパント1階	東京都江東区亀戸6-8-3 眞姫ビル205号室	令和2年3月1日
3	訪問看護ステーションみのり 東京都世田谷区上北沢5-21-22 テラスコート上北沢106号	東京都渋谷区代々木1-57-2 ドルミ代々木1303号	令和2年3月12日
4	よつば訪問看護ステーション 東京都国分寺市日吉町3-14-1	東京都国分寺市日吉町1-31-3 カルタス88' 303号室	平成29年10月16日
5	ウエルシア薬局 文京グリーンコート店 東京都文京区本駒込2-28-10 文京グリーンコートテラスオフィス地下1階	東京都文京区本駒込2-28-10 イーストウイング地下1階	令和2年4月1日

3 住所地変更(施術者)

番号	施術者名	旧住所地	新住所地	変更年月日
1	山口 友也	東京都練馬区氷川台3-2-13-202	東京都新宿区大久保2-30-10-105	令和元年11月1日
2	原澤 周一郎	東京都品川区東五反田5-21-14	東京都品川区南品川12-5 B I E N A 103号室	令和2年3月6日
3	松澤 靖	東京都町田市高ヶ坂1844 公社住宅B247	東京都品川区西大井5-11-14 K. コーポ203	令和2年2月10日
4	諸田 裕也	東京都豊島区要町2-36-3 ヴェラやまと203	東京都中野区江古田4-32-15 ハウスヤマ103	令和2年2月1日
5	伊藤 拓真	東京都江戸川区北小岩3-3-3 エコーズ501号	東京都江戸川区北小岩4-38-6	令和元年9月12日
6	山崎 義人	東京都清瀬市元町2-19-34 クレール202	東京都江戸川区上一色1-2-9 長寿ハイツ102	令和2年2月1日
7	清宮 隆之	東京都福生市熊川178-6 石川貸家	東京都日野市平山4-5-1 リヴィエール平山305	令和2年3月28日
8	宇佐美 彩	東京都三鷹市井口1-7-1 セントラルビレッジ102	東京都西東京市泉町5-6-2 ジュネスハイムII201号	令和2年3月25日
9	中島 美香	東京都西東京市田無町5-4-4 ピュアコート404号室	東京都西東京市田無町1-1-19	令和元年5月8日

4 氏名及び住所地変更(施術者)

番号	施術者旧氏名及び旧住所	施術者新氏名及び新住所	変更年月日
1	石井 美音 東京都渋谷区本町3-37-9	川崎 美音 東京都板橋区常盤台4-7-5 F O R E S T K 103	令和元年12月19日

5 開設している施術所の所在地変更(施術者)

番号	施術者名	施術所名称及び旧所在地	新所在地	変更年月日
1	磯田 彰	温心堂整骨院 東京都杉並区阿佐谷北1-33-10 LHビル2階	東京都杉並区本天沼1-27-11 パレットコート102	令和2年3月1日
2	金子 明彦	梶原はりきゅう接骨院 東京都北区昭和町3-8-17	東京都北区上中里2-1-10	令和2年3月1日
3	遠山 裕介	つきみ堂整骨院 東京都板橋区高島平1-31-10	東京都板橋区高島平1-31-10 フクジュハイム101	令和2年3月12日
4	土方 篤哉	土方整骨院 東京都青梅市長淵7-316	東京都青梅市長淵4-258-5	平成25年4月12日

6 開設している施術所の名称及び所在地変更(施術者)

番号	施術者名	施術所旧名称及び旧所在地		施術所新名称及び新所在地		変更年月日
1	三井 英信	みつい接骨院	東京都大田区矢口1-20-1	いずも整骨院	東京都大田区南六郷1-7-11	平成28年6月1日

7 施術所の変更(施術所を開設しなくなった場合)

番号	施術者名	施術者住所	廃止した施術所名称	廃止した施術所所在地	変更年月日
1	塚本 恵里	東京都世田谷区給田4-22-5	フェニックス鍼灸指圧治療室	東京都世田谷区南烏山4-7-14-301	令和元年12月6日

廃止

令和2年4月分

1 医療機関

番号	医療機関名	医療機関所在地	廃止年月日
1	東京保健生活協同組合 鉄砲洲診療所	東京都中央区入船1-5-4	令和2年2月29日
2	福井医院	東京都新宿区西新宿5-8-2	令和2年3月16日
3	飯田クリニック	東京都台東区浅草1-35-9	令和2年2月29日
4	吉岡整形外科医院	東京都墨田区八広3-38-6	令和2年1月31日
5	川口眼科	東京都墨田区菊川3-20-9-1階	令和2年2月20日
6	みるみるクリニック	東京都江東区東雲2-1-22	令和2年3月31日
7	医療法人社団葵会 葵会・江東クリニック	東京都江東区北砂2-18-1	令和2年2月29日
8	柳沢眼科	東京都世田谷区世田谷1-16-20 ブランシュ世田谷1階	令和2年2月29日
9	こころとからだの訪問クリニック	東京都世田谷区代田6-22-9 ハイム新代田101号	令和2年2月29日
10	医療法人社団榎会 榎本クリニック	東京都豊島区西池袋1-2-5	令和2年2月29日

11	医療法人社団榎会 新大塚榎本クリニック	東京都豊島区南大塚3-11-9	令和2年2月29日
12	宏池神経外科・内科診療所	東京都豊島区東池袋2-19-2 第2八千代マンション1階101	令和2年3月31日
13	アイみらいクリニック眼科	東京都豊島区池袋2-59-2 クレール池袋404	令和2年2月29日
14	落合クリニック	東京都練馬区早宮4-40-8 ニューハイツ豊島園103	令和2年3月31日
15	医療法人社団都翠会 牧田小児科内科医院	東京都練馬区桜台1-45-15 グランドールマキノ1階	令和元年12月15日
16	萩原小児科内科医院	東京都足立区千住1-36-13	令和2年3月31日
17	北千住眼科	東京都足立区千住3-98-303 アトラスタワー北千住	平成31年3月31日
18	徳山産婦人科医院	東京都足立区東綾瀬1-6-6	令和2年3月31日
19	社会医療法人社団光仁会 西水元クリニック	東京都葛飾区東金町4-3-7-2階	令和2年3月31日
20	梶原医院	東京都葛飾区宝町2-23-3	令和2年1月29日
21	医療法人社団眞洋会 東新小岩ゆり医院	東京都葛飾区東新小岩5-17-11 ウィンズビル1階	令和2年3月14日
22	鈴木クリニック	東京都江戸川区松江3-15-4	令和2年2月11日
23	第二鈴木クリニック	東京都江戸川区松江4-31-15	令和2年2月11日
24	医療法人社団晃母会 らいおんハートクリニック	東京都江戸川区小松川2-8-1	令和2年2月29日
25	やましたクリニック	東京都立川市一番町2-36-5 清水ビル3階	平成30年10月31日
26	岩田医院	東京都府中市府中町1-25-6	令和2年3月31日
27	天神町クリニック	東京都府中市天神町1-11	令和元年12月31日
28	花小金井クリニック	東京都小平市花小金井南町1-18-25 NR花小金井駅前2階	令和2年3月31日
29	鈴木内科クリニック	東京都日野市高橋1009-7 T I Kビル2階	平成27年9月30日
30	栗原医院	東京都東村山市青葉町2-14-25	令和2年2月14日